

別紙

新旧对照表

別紙

新旧対照表

改正後	改正前
<p>沖縄の特定中小企業者の経営革新設備に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書（付表）</p> <p>この明細書は、青色申告者で沖縄の特定中小企業者がその年の前年以前4年内の年に事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた経営革新設備を、その年の事業の用に供しなくなった場合に、租税特別措置法第10条の5第6項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を計算するために使用します。</p> <p>この明細書は、「沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」（本表）とともに、確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 「④」欄及び「⑯」欄は、暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げて記載します。 (2) 「⑧」欄には、経営革新設備のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。 (3) 「⑪」欄、「⑯」欄及び「⑭」欄から「⑯」欄までの各欄には、供用年のリース特別控除の対象設備のうち既に供用廃止設備に該当することとなった他の経営革新設備がある場合に記載します。 <p>2 提出先</p> <p>納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文</p> <p>措法第10条の5</p>	<p>（付表）沖縄の特定中小企業者の経営革新設備に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者で沖縄の特定中小企業者がその年の前年以前4年内の年に事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた経営革新設備を、その年の事業の用に供しなくなった場合に、租税特別措置法第10条の5第6項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を計算するために使用します。</p> <p>この明細書は、「沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」（本表）とともに、確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 「④」欄及び「⑯」欄は、暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げて記載します。 (2) 「⑧」欄には、経営革新設備のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。 (3) 「⑪」欄、「⑯」欄及び「⑭」欄から「⑯」欄までの各欄には、供用年のリース特別控除の対象設備のうち既に供用廃止設備に該当することとなった他の経営革新設備がある場合に記載します。 <p>2 提出先</p> <p>納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文</p> <p>措法第10条の5</p>